

京都市告示第 149 号

京都市市民防災センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、次のとおり
京都市市民防災センターを臨時に開所します。

平成 19 年 7 月 23 日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に開所する日 平成 19 年 8 月 27 日

(消防局安全救急部市民安全課)